

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 34 回 総 会

令和 8 年 6 月 3 0 日 (火)

名護市農業委員会 第 34 回総会

開催日時 令和 8 年 6 月 30 日（火）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所 中央公民館 小ホール

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	欠	5 番	山城 秀樹	欠	6 番	仲村 正司	◎
7 番	前川 太輝	◎	8 番	伊波 實	○	9 番	宮城 政喜	○
10 番	玉城 康成	○	11 番	比嘉 政昭	欠	12 番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	欠	15 番	比嘉 海斗	欠
16 番	呉屋 信竹	○	17 番	金城 秀安	○	18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	○	24 番	野原 三喜郎	○
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案
- 第 209 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 210 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 211 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 212 号 非農地証明願について
 - 第 213 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(開会)

局長 皆さんおはようございます。ただいまより第34回名護市農業委員会の総会を開会いたします。議事録署名人は6番委員、7番委員お願いいたします。

本日の議案は5件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。これより第18期第34回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第209号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案第209号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号1番 久志の1筆で地域計画今後検討。農振地域内、地目は畑、面積578㎡。3条有償移転で規模拡大。従事日数は本人250日、妻60日。予定作物はサトウキビとなっています。

整理番号2番 久志の1筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積1,904㎡。3条有償移転で規模拡大。従事日数は本人300日。予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号3番 久志の1筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積1,188㎡。3条有償移転で規模拡大。従事日数は本人300日。予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号4番 天仁屋の2筆で地域計画外。農振地域内、地目は畑、合計面積4,595㎡、3条有償移転で新規就農。従事日数は本人150日、夫200日。予定作物は島ラッキョウ、シークワサー、タンカン、月桃となっております。

整理番号5番 饒平名の2筆で地域計画今後検討。農振地域内、地目は畑、合計面積7,121㎡、3条有償移転で規模拡大。従事日数は取締役2名、各150日、従事者1名200日。予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号6番 済井出の2筆で地域計画今後検討。農振地域内、地目は

畑、合計面積 1,905 m²、3 条有償移転で規模拡大。従事日数は従事者 1 名、300 日。予定作物はドラゴンフルーツとなっております。

説明は以上となります。

議長 議案第 209 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 209 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 210 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 210 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については 3 件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 許田の 1 筆、地目は畑、面積 615 m²。転用目的は家庭菜園、資材置き場。農地区分は第二種農地、始末書付きの申請となっております。

整理番号 2 番 親川の 1 筆、地目は畑、面積 539 m²。転用目的は農機具倉庫、駐車場。農地区分は第二種農地、始末書付きの申請となっております。

整理番号 3 番 宮里七丁目の 1 筆、地目は田。面積 765 m²。転用目的は貸駐車場。農地区分は第三種農地、始末書付きの申請となっております。

説明は以上となります。

議長 議案第 210 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 210 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 211 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 211 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号 1 番 為又の 1 筆、地目は畑、面積 317 m²。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第二種農地、始末書付きの申請となっております。

整理番号 2 番 親川の 1 筆、地目は畑、面積 2,941 m²。所有権移転で転用目的は共同住宅。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号 3 番 振慶名の 1 筆、地目は田、面積 1,239 m²。所有権移転で転用目的は共同住宅。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号 4 番 屋部の 1 筆、地目は畑、面積 178 m²。所有権移転で転用目的は建築条件付売買予定地。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号 5 番 屋部の 1 筆、地目は畑、面積 661 m²。所有権移転で転用目的は貸資材置場。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号 6 番 旭川の 1 筆、地目は畑、面積 143 m²。賃借権で転用目的は駐車場。農地区分は第二種農地となっております。

整理番号 7 番 大南四丁目の 1 筆、地目は田、面積 191 m²。所有権移転で転用目的は建売住宅。農地区分は第三種農地となっております。

整理番号 8 番 大北五丁目の 3 筆、地目は田、合計面積 690 m²。賃借権で転用目的は貸中古車展示場。農地区分は第三種農地となっております。

説明は以上となります。

議長 議案第 211 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

質疑ないようですので議案第 211 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 212 号 非農地証明願について)

議長 議案第 212 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 川上の 1 筆、地目は畑、面積 510 m²。「当該申請地は、平成 29 年に相続にて所得した土地である。相続する 20 年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。
現地調査を行ったところ、平坦な土地であり草刈り等を行えば、農地として活用でき、転用としても使う事が出来るとのことで現地調査員から否決相当ではないかという判断になりました。

整理番号 2 番 川上の 2 筆、地目は畑、合計面積 1,783 m²。「当該申請地は、平成 27 年に相続によって取得した土地である。相続する 20 年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用は困難である」とのことです。

現地調査を行ったところ、土地は平坦で草木は高くなく伐採すれば農地として活用出来るので否決相当ではないかという判断になりました。

委員 補足説明、中の土地は平坦であり面積も大きくダムの水も来ているため農地として活用出来ると考えています。

事務局 整理番号 3 番 屋部の 2 筆、地目は田、合計面積 719 m²。「当該申請地は、約 30 年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用困難である」とのことです。

現地調査を行ったところ、土地の手前は草木が高く伐採は難しいと思います。奥の土地は平坦で高い草木もないため使えるという判断になりましたが調査員の判断では可決か否決か決めかねるので総会で決めてほしいとのことでした。

整理番号 4 番 宮里四丁目の 1 筆、地目は畑、面積 99 m²。「当該申請地は、平成 14 年に市道設置のため分筆され、三方を道路に囲まれた残地である。農地としての有効活用は困難である」とのことです。現地調査員からは可決相当ではないかという判断になりました。

議長 議案第 212 号非農地証明願について質疑はございませんか。

委員 2 番ですけどダムの水が来ているとのことですけど灌漑事業が行われて

いるのですか。

委員 灌漑事業は行われていません。水は来ていますがその水は川から引かれています。

議長 ほかに質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 212 号非農地証明願について整理番号 1 番から裁決していきます。

調査員の意見どおり否決でよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 整理番号 2 番 3 番に移りたいと思います。

3 番に関しては可か否かわからないとのことですがこの土地は使えるのは何割くらいですか。

事務局 使える見込みがある部分は、真ん中のみなので半分もなかったと思います。

委員 接道はありますか。

事務局 直接的な接道はありませんが沖縄県の土地になっていますので農作は行えます。

議長 整理番号 2 番 3 番は転用で進めていきます。調査委員の意見通り否決でよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 整理番号 4 番は調査委員の意見通り可決でよろしいですか。

委員 異議なし。

(議案第 213 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について)

議長 議案第 213 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局より説明をお願いします。

農地係 整理番号 1 番 中山の 1 筆、地域計画内、面積 1,036 m²。利用期間は 10 年で予定作物は野菜となっております。

整理番号 2 番 中山の 2 筆、地域計画外、合計面積 1,661 m²。利用期間は 10 年で予定作物は野菜となっております。

整理番号 3 番 饒平名の 1 筆、地域計画内、面積 8,492 m²。利用期間は 9 ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 4 番 饒平名の 1 筆、地域計画内、面積 8,492 m²。利用期間は 10 年 10 ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 5 番 屋我の 3 筆、地域計画内、合計面積 2,621 m²。利用期間は 10 年で予定作物はパイナップルとなっております。

整理番号 6 番 仲尾の 1 筆、地域計画内、面積 1,683 m²。利用期間は 10 年で予定作物は野菜となっております。

整理番号 7 番 呉我の 1 筆、地域計画内、面積 848 m²。利用期間は 10 年で予定作物はドラセナとなっております。

整理番号 8 番 久志の 1 筆、地域計画内、面積 331 m²。利用期間は 5 年 7 ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 9 番 久志の 1 筆、地域計画内、面積 1,395 m²。利用期間は 5 年 7 ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 10 番 久志の 1 筆、地域計画外、面積 128 m²。利用期間は 5 年 7 ヶ月で予定作物は野菜となっております。

議長 議案第 213 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑はございませんか。

委員 整理番号 1.2 番ですけど所有者、借り手が一緒ですけど地域計画内、外というのは隣接する土地なのになぜ違いがあるのですか。

農地係 説明いたします。

地域での協議の場が前年度あったと思いますが、その中で地域計画内にするか外にするかの地域の調整で外となった部分は含まなかったという内容で地域計画外という設定になったと思います。隣接しているので、今後所有者に説明をして含むか含まないかを決めていきたいと思います。

議長 他に質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ないようですので、議案第 213 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。
これをもちまして、第 34 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会	議長(会長) <u>野原 朝行</u>
	署名委員(仲村 正司) <u>仲村 正司</u>
	署名委員(前川 太輝) <u>前川 太輝</u>

